

## 令和8年度地域クラブ活動の京都府中学校総合体育大会への参加について 【Q & A】

### Q1 京都府中体連に登録するためにはどうすればいいですか。

A1 京都府中学校体育連盟のホームページより、様式をダウンロードし、必要項目を記入していただき、登録期間内に京都府中体連事務局まで送付してください。登録にはいくつかの条件がありますので、御注意ください。

#### 【提出書類】

- ① (様式1) 京都府中学校体育連盟登録申請書《チーム登録》
- ② (様式2) 京都府中学校体育連盟登録申請書《メンバー登録》
- ③ (別紙) 令和8年度地域クラブ活動登録チェックリスト
- ④ (公財) 京都府スポーツ協会加盟・登録団体 登録証・認定証のコピー
- ⑤ (公財) 日本スポーツ協会(加盟団体) 公認指導者資格 登録証・認定証のコピー
- ⑥ (様式3) 認定地域クラブ活動認定書または、各市町(組合)認定地域クラブ活動認定通知書のコピー

※上記①～⑤のすべての書類を京都府中体連事務局へ送付してください。

※認定地域クラブ活動においては上記⑥を提出してください。

### Q2 地域クラブ活動が京都府中体連に登録するためにはどのような条件がありますか。

A2 ①京都府内の中学校に在籍する中学生を含む団体である。  
②『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』(令和7年12月文部科学省発出)を遵守している。  
③教育活動の一環と捉え、勝利至上主義のチーム編成・活動を行っていない。  
④日常継続的な代表者を置き、指導資格を有する指導者のもと、京都府内で適切に指導が行われている。  
⑤当該競技を管轄する中央競技団体もしくは(公財)京都府スポーツ協会の加盟団体に登録されていること。(令和8年3月31日時点で登録済みであること)  
⑥万一の事故発生に備え、地域クラブ活動は、スポーツ安全保険等民間の保険制度へ加入し、万全の事故対策を立てている。

※上記のすべてを満たしていることが条件となります。

※なお、令和8年度は、バスケットボール、卓球(団体)、剣道(団体)については、①「地域展開モデル地区や、自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」、②「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」、③「地域のために日常的に活動が継続されているクラブ活動」が参加条件となっています。(バスケットボール、卓球(団体)は①と②、剣道(団体)は①と③が参加条件となっています。)

※「地域展開モデル地区や、自治体主導で地域展開を進めるために発足した地域クラブ活動」、

「地域展開の受け皿となっている地域クラブ活動」については、令和8年3月31日以降の競技団体への登録も認めるが、競技団体の予選会等までに登録済みであること。なお、競技団体の登録条件（時期や登録費等）に注意すること。

### Q3 どのような中学生が登録できますか。

A 3 京都府内の中学校に在籍している中学生

※京都府内で活動する地域クラブ活動であっても、他府県の中学校に在籍する中学生の登録はできません。近畿中体連で統一しています。

### Q4 指導者に条件はありますか。

A 4 ①20歳以上であること。

②暴力・体罰・セクハラ等の防止に遵守している。

③（公財）日本スポーツ協会（加盟団体）公認の指導者資格を有する。（登録時点で取得済み）

④大会運営に関する業務（役員・審判等）への協力が可能である。

※上記のすべてを満たしていることが条件となります。

### Q5 登録費はかかりますか。

A 5 令和8年度については、登録費については、不要です。しかし、令和9年度以降、登録の条件等の変更によっては、徴収する場合がございます。御了承ください。

### Q6 『部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン』は、どこで確認できますか。

A 6 スポーツ庁のホームページに掲載してあります。部活動についての活動時間や休養日、保険の加入等について記載されています。言わば、学校部活動のマニュアルとなるものです。このガイドラインを遵守していないチームの参加はできません。

### Q7 学校の部活動と地域クラブ活動の両方から大会へは出場できますか。

A 7 できません。「地域クラブ活動で大会に参加する場合、同一大会内では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。」（参加資格の特例に記載）となりますので、御注意ください。

※同一大会とは、地区・ブロック大会を含む近畿・全国大会に繋がる大会のことを指す。

※地区・ブロック大会において、部員数不足により、単独でチーム編成が出来ない中学校が複数校合同チーム等の措置を講じられない状況にある場合は、地区・ブロック中体連で検討の上、選手に対して、学校部活動と地域クラブ活動の二重登録を認める場合もある。ただし、京都府総体ではいかなる場合も認めない。

### Q8 京都府中学校総合体育大会に出場する際の注意点はありますか。

A 8 ①京都府中体連専門部の大会運営に関する業務（役員・審判等）への協力が可能であること。

②ベンチに入る指導者には資格を有するものが含まれること。

※上記のすべてを満たしていることが条件となります。

## Q9 地域クラブ活動が京都府中学校総合体育大会へは何チーム出場できますか。

A9 現在、京都府中学校総合体育大会は京都市、山城、口丹波、中丹、丹後の5ブロックの代表チームの代表校が出場できます。令和8年度については、その5ブロックに加え、6ブロック目として、地域クラブ活動が参加できます。団体種目については、各種目の地域クラブ活動の代表1チーム、個人種目については、各専門部の設定する代表数が出場できるようになります。そのため、代表チームを選出いただいた（公財）京都府スポーツ協会の加盟競技団体につきましては、令和8年度京都府中学校総合体育大会への出場が可能となります。御検討ください。  
なお、中学校の5ブロック、開催地枠に関しては、現状通りの出場となります。

※ （公財）日本中学校体育連盟、近畿中学校体育連盟の競技部細則等を参考にしていますが、相違点に関しては、『令和8年度京都府中学校総合体育大会への地域クラブ活動の参加資格の特例』や登録申請における（別紙）令和8年度地域クラブ活動登録チェックリストを優先します。御了承ください。

※ この特例は、今後も検討を続けていくため、令和9年度については、現行の規定を変更することもあります。御了承ください。